

スポーツ基本法私案

齋藤健司

Private Bill of Sports Basic Act

SAITO Kenji

Abstract

This paper is document presented in the symposium of Japan Sport Law Association on December 19, 2009, and in the hearing of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology on January, 2010. In this document, I presented also the ratio legis, legislative fact, application laws and regulations, sports policy and project concerning the Private Bill of Sports Basics Act.

This Bill is constituted of 9 articles as follows; 1. rights concerning sport, 2. obligation of government and local government, 3. protection of sport, 4. rights and obligation of sport association, 5. safety on sport, 6. sport and environment, 7. international relationship about sport, 8. enactment obligation of laws and regulations, 9. schedule annexed.

Key words: Sports Basic Act, Human Right, Ratio Legis, Sports Law, Sports Policy

I 序

諸外国では、国のスポーツの基本を定める法律、いわゆるスポーツ基本法が制定されている^{15,17)}。そして、日本においてもスポーツ基本法の立法に関する議論が活発になってきた。例えば、日本スポーツ法学会は、1997年に「スポーツ基本法要綱案」¹⁰⁾を提言し、スポーツ基本法の立法課題を示した。また、2008年に自由民主党スポーツ立国調査会は「「スポーツ立国」ニッポンをめざして」と題する報告をまとめ、森喜朗以下8名が2009年にスポーツ基本法案⁹⁾を衆議院に提出している¹¹⁾。他方、2009年に政権交代を実現した民主党は、「民主政策集 INDEX2009」において、スポーツ基本法の制定をスポーツ政策の筆頭課題として掲げている。これに呼応して文部科学省は、2010年8月26日に「スポーツ立国戦略」を策定し、同戦略の中で、スポーツ振興法を見直し、新しい政策の拠り所となるスポーツ基本法の検討を

掲げている。このように、スポーツ基本法をめぐる議論は近年非常に活発化しており、スポーツ基本法の立法の議論を通して、新しい日本のスポーツ政策のあり方が検討されようとしているといえる。

この研究資料は、著者が策定にかかわった1997年の日本スポーツ法学会「スポーツ基本法要綱案」及び2009年7月4日のスポーツ基本法PT仮案を基本として¹²⁾、2009年12月19日に開催された日本スポーツ法学会「日本のスポーツを強くするシンポジウム」において提案した「スポーツ基本法私案」を文章としてまとめたものである。また、この研究資料は、2010年1月に文部科学省において実施されたスポーツ立国戦略に関するヒアリングにおいてもスポーツ基本法の立法の方向性について提言した際に一部修正して提示したものである¹³⁾。この研究資料は、論文雑誌等に公表していないが、今後の日本のスポーツ基本法の制定やスポーツ

政策の形成過程を検討するうえで貴重な資料であることから公表することを考えた。

II スポーツ基本法私案

1 スポーツ基本法の立法理由及び立法事実

スポーツ基本法の立法理由としては、次のことがあげられる¹³⁾。

第1に、1961年に制定されたスポーツ振興法は、綱領的規定、訓示規定が多いなどの問題があり、法律として十分に機能しておらず、抜本的な改正が必要であることである。第2に、現在の日本のスポーツ政策は、行政面でも法令面でも総合的、統一的に実施されていない実情があり、スポーツ行政を統一的に規律するためにはスポーツ基本法を新たに立法する必要があるということである。第3に、基本原則を定めたスポーツ基本法と具体的な下位の法律及び命令に基づいて、より実効力のあるスポーツ法と政策の体系を構築する必要があるからである。諸外国では、スポーツ法の体系に基づいてスポーツの政策及び行政が一体となって行われている事例がある。第4に、行政が奨励するスポーツの振興策だけでなく、営利のスポーツ、スポーツ団体などに関する規定を含んだスポーツ界全体を規律する法律が必要であるということである。第5に、スポーツ法は1つの特殊な法体系^{注4)}を備えるべきものであり、スポーツは文化、経済、産業、健康、地域、環境などの多様な関係が生じていることから、現在の日本のスポーツ振興法のように主に教育法体系の中に位置付けられる社会状況にはないということである。第6に、スポーツの権利保護、人権の観点からスポーツ法を見直す必要があるからである。スポーツ活動において、人権が侵害される事例が生じており、これらの問題を解決するためには、スポーツにおける法的規範的価値^{注5)}を明白に示し、私的自治を尊重しつつも必要な措置を講じる必要が生じている。また、スポーツ基本法の体系を構造化する上で、自由、平等、公正、安全などの権利保護にかかわる価値理念を示す必要がある^{注6)}。第7は、スポーツ法は公権と私権の両側面から規律される必要がある、関連する諸種の権利関係の対立を整理する必要があるからである。例えば、スポーツに関連する行政庁と一般私人との間の関係だけを規

律するのではなく、スポーツ団体^{注7)}とその構成員（特に選手）との関係、公益的なスポーツ団体と行政庁との関係を定める必要が生じている。特に国内のスポーツ連盟^{注8)}は、特定のスポーツ種目の振興発展において重要な役割を果たしており、スポーツ連盟の自律及び独立とともに公的な責任及び義務を明確にする必要がある^{注9)}。第8に、世界的なスポーツ法の動向に国内法を対応させる必要が生じていることである。例えば、1978年のユネスコの体育・スポーツ国際憲章、2005年のスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約などに対応する規定をスポーツ基本法に定めることを検討すべきである。第9に、スポーツの社会的文化的価値及び公益性を法律で認め、スポーツを振興する行政の責務を明確に定める必要がある。

以上のような立法理由から、以下の通りスポーツ基本法を制定するべきであると考えられる。

2 スポーツ基本法逐条案

前述のスポーツ基本法の立法理由を踏まえて、スポーツ基本法に関する私案を以下の通り提案した。

(スポーツに関する権利)

- 第1条 すべて国民は、スポーツをする権利を有し、スポーツへの参加の機会が保障されなければならない。
- 2 すべて国民は、スポーツへの参加の機会が、人種、信条、性別、出生、社会的身分、経済的地位、障害の事情などにより差別されてはならない。
- 3 すべて国民は、スポーツへの参加において自由であり、公正に取り扱われ、かつ、安全を確保される権利を有する。
- 4 すべて国民は、個人の人格尊重の理念の下に、自主的かつ自律的な決定を行う権利が保障されなければならない。

(国および地方公共団体の義務)

- 第2条 国および地方公共団体は、国民のスポーツをする権利を保障するために、スポーツの振興にとって必要な諸条件を整備する義務があり、そのために必要な法令を定めなければならない。スポーツの条件整備に関する国と地方公共団体との関係は、法令によりこれを定める。
- 2 国は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的

に実施するためにスポーツ基本計画を定める。地方公共団体は、地方のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために地方スポーツ基本計画を定める。

- 3 国は、スポーツ庁を設置し、スポーツに関する総合的な行政政策を行う。
- 4 国は、スポーツ施設の整備基準および安全基準を定める。また、国は、スポーツ施設の整備の状況について調査を行う。国および地方公共団体は、スポーツ施設の建設および利用について、スポーツに参加するものの自由、平等および安全を確保しなければならない。
- 5 国および地方公共団体は、学校においては体育およびスポーツの機会を保障し、地域および職場においてはスポーツの機会を保障しなければならない。
- 6 国および地方公共団体は、スポーツの振興と発展のために、資格を有する専門職員を置かなければならない。
- 7 国は、スポーツ指導者の資格を認定する。国および地方公共団体は、スポーツ指導者の研修、養成、身分保障が適切に行われるために必要な措置を講じなければならない。
- 8 内閣は、スポーツ審議会を設置する。
- 9 独立行政法人スポーツ振興基金整備機構（仮称）を設置する。

（スポーツの保護）

- 第3条 スポーツは、政治的、商業的または金銭的な弊害から保護されなければならない。
- 2 スポーツにおける不正、暴力および薬物乱用等を防止し、スポーツの倫理的および道徳的な基盤とスポーツに参加するものの尊厳が守られなければならない。
 - 3 国、地方公共団体および各種スポーツ団体は、スポーツにおけるドーピングを防止し、スポーツにおけるドーピング撲滅のための措置を講じなければならない。
 - 4 スポーツに参加するものは、公平・中立な紛争解決機関により、迅速に紛争の解決を受ける権利を有する。国は、スポーツ紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするための措置を講じなければならない。

（スポーツ団体の権利と義務）

- 第4条 スポーツに参加するものは、自ら選択するス

ポーツ団体を設立し、またはこれに加入する権利を有する。

- 2 スポーツ団体は、運営についての透明性を高め、その構成員のスポーツに関する権利を確保しなければならない。
- 3 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって、法人格を取得している団体は、税制上および法令上の措置を受ける。
- 4 スポーツに関する国内機関（仮称「日本スポーツ委員会」）を設置し、その国内機関は、スポーツの独立と自治を確保するために、それぞれのスポーツ団体の代表者から構成される。この国内機関と国および地方公共団体との関係は、法律によりこれを定める。
- 5 国内におけるスポーツ団体の全国的な連合組織であるスポーツ連盟は、スポーツの発展のために諸条件を整備し、規約の整備に努めなければならない。前段の規定は、プロスポーツ団体、リーグまたはその連合組織にも適用する。
- 6 国は、スポーツ連盟の適正な運営を確保するために、スポーツ連盟の組織、財務、情報公開、紛争処理および安全対策に関する規約の基準を定める。

（スポーツの安全）

- 第5条 スポーツに参加するものは、常に安全に配慮して行動しなければならない。
- 2 国、地方公共団体および各種スポーツ団体は、スポーツ事故および傷害を防止し、また、事故の救済のための万全な対策を行い、スポーツの安全な環境を提供しなければならない。

（スポーツと環境）

- 第6条 スポーツは、自然、都市計画、地域社会などの環境との調和に配慮して行われなければならない。また、スポーツ施設は環境に配慮して建設しなければならない。
- 2 国は、スポーツの環境整備に関する指針と基準を定める。

（スポーツに関する国際協調）

- 第7条 スポーツには、国際的な協調を必要とし、国、地方公共団体および各種スポーツ団体は、広く諸外国において承認されているスポーツに関する権利宣言を積極的に受け入れ、国内政策に反映させなければならない。

(法令制定義務)

第8条 この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

(附則)

第9条 スポーツ振興法は、本法第2条の適用に基づく法律として改正する。

- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法における災害共催給付等に関する事項は、本法第5条の規定に基づくスポーツの安全対策および事故補償に関する法律において定める。

3 補足説明—立法事実、関連する下位の法令及び関連する施策—

スポーツ基本法私案においては、上述のスポーツ基本法の条文を示すだけでなく、下位の法令及び基本施策を補完して示すことによって、スポーツ基本法の体系と主な立法政策の課題を示した。スポーツ基本法が単なる理念立法に終わらないようにするためには、下位の法令とともにスポーツ法の体系と関連する施策を示す必要がある。

第1条に掲げるスポーツに関する権利については、世界的な動向を見ると、1976年のヨーロッパ評議会のみんなのためのスポーツ憲章、1978年のユネスコの体育・スポーツ国際憲章、オリンピック憲章、その他の人権宣言に関連する諸規定があり、日本においてもスポーツ基本法に明記すべきである。特にこれまでに関連する世界的なスポーツに関する権利規定を分類整理すると、次の6つにまとめることができる。すなわち、①スポーツをする権利、②スポーツへ参加する権利、③スポーツの無差別平等、④スポーツの自由¹⁵⁾、⑤スポーツの公正³⁾、⑥スポーツの安全である。スポーツに関する権利とは、スポーツ法の理念を明確にするためにも重要であり、少なくともスポーツに参加またはアクセスすることに対して著しい権利侵害や不合理な状況がある場合には、その問題を規律していくための規範として必要である。また、スポーツへの参加とは、スポーツを実際に身体活動としてすることだけでなく、例えばスポーツを見る機会へのアクセス(ユニバーサルアクセス権¹⁴⁾など)や、スポーツの組織や情報に

アクセスすることなども含まれると考えられる。スポーツの無差別平等としては、例えばスポーツにおける男女の平等^{7,18,19)}や障害者のスポーツの平等な機会の保障⁸⁾などがあげられる。スポーツの公正と安全は、スポーツ国家法とスポーツ固有法の両側面^{注4)}を規律する上で重要なスポーツ法に特有の理念である¹⁾。例えば、スポーツには公正なルールに基づき競争することを1つの理念として考える場合がある。また、手続き、機会及び配分の公正など、社会において求められている公正に関する原理原則をスポーツの部分社会においても確保すべき場合がある。さらに、スポーツは本質的に事故が生じる危険性があり、スポーツに参加する者の生命・身体等の安全を確保することが必要である。

第2条の国及び地方公共団体の義務に関する規定は、これまで主にスポーツ行政によるスポーツ振興に関する諸条件の整備を定めてきたスポーツ振興法等の法令に係わる部分となる。よって、現行のスポーツ振興法、独立行政法人日本スポーツセンター法、スポーツ振興投票の実施等に関する法律等のスポーツ行政施策に関連する法令は、主に本条に定める原則に基づいて改正され、スポーツ基本法の特別法として位置付けられるべきである。スポーツ基本法私案第2条第1項は、行政のスポーツ振興のための条件整備義務及び中央地方関係の法令制定義務に関する基本原則を定めている。地方分権改革によってスポーツ振興法その他の法令は多くの改正が行われてきたが、スポーツについて国と地方公共団体がどのような責任と権限を分担するかについては、これまで十分な定めはないことが問題として指摘できる。また、同条第2項以下は、スポーツ行政施策として必要な具体的な条件、措置等を定めたものである。さらに、第2項以下に定めるように、少なくともスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に実施するためには、①国のスポーツ基本計画及び地方公共団体の地方スポーツ基本計画の策定、②スポーツ庁の設置^{注10)}、③国のスポーツ施設に関する整備基準^{注11)}および安全基準^{注12)}の策定、④スポーツ施設整備状況調査、⑤学校の体育およびスポーツの機会の保障、⑥地域および職場におけるスポーツの機会の保障、⑦国及び地方

公共団体のスポーツに関する専門職員の配置、⑧スポーツ指導者の資格認定、研修養成及び身分保障、⑨関係府省及び関係団体等の連携協議の場としてのスポーツ審議会（仮称）の設置¹³⁾、⑩スポーツ振興に関する資金を一元的に管理するための独立行政法人スポーツ振興基金整備機構（仮称）¹⁴⁾の設置について定めるべきである。これらの措置を実施するためには、さらに教育関係法令、労働関係法などとの関係を整理確認する必要があるだろう。特に、スポーツ審議会については、現行の中央教育審議会から独立し、スポーツ及び体育に関係するすべての代表者から構成されるようにするべきである。

また、地方公共団体における専門職員であるスポーツ主事（仮称）の設置規定や、体育指導委員、スポーツ指導者の地位、雇用及び資格に関する規定を見直す必要があるだろう。特に地方分権化に伴い地方公共団体における機関の必置規定を弾力化する改革が実施されてきたが、スポーツ振興を地域で推進するための人材や組織の確保のために、必置規定を一部で認めるべきであると考ええる。スポーツ指導者については、特にスポーツの安全、振興、雇用の観点から国が資格を認定し、監督し、職業として育成していくべきである。さらに、地方公共団体は、都市から農村・過疎地に至るまで地域差があることから、地域の実情に配慮しながら、スポーツ環境の著しい地域格差が生じないように全国的な施設整備の基準を定める必要があると考ええる。さらにまた、学校における体育・スポーツは、子どものスポーツ活動の機会を保障するためにも必要であり、子どものスポーツ活動について著しい格差や不平等が生じないように必要な措置を講じるべきである⁶⁾。最後に、これまで施策の類型として示されてきた生涯スポーツと国際競技力の向上（または競技スポーツ）の施策については、行政によるスポーツ振興施策がどちらか一方に偏らないように配慮する必要があると考ええる。

第3条のスポーツの保護とは、特にスポーツに関する諸種の社会問題からスポーツそのもの及びスポーツに参加する者を保護し、またスポーツの公共財・文化財としての価値を保護していくべきことを定めたものである。第3条第1項に掲げるスポーツの政治的、商業的また

は金銭的な弊害からの保護とは、これまでのスポーツの歴史的社会的状況において生じてきたスポーツに関する多様な弊害からスポーツを保護すべきことを定めたものである。また、社会法的な考え¹⁵⁾に基づいて、スポーツにおける著しい社会問題が顕在化したときに、本条の規定は、国家がスポーツに介入する必要性に関する原則を定めたものであるといえる。例えば、戦時下におけるスポーツの政治利用、オリンピックのボイコット、スポーツ放送の独占支配とユニバーサルアクセス権の侵害、スポーツにおける諸種の知的財産権の侵害¹⁶⁾、会員契約の適正化の問題²⁾、プロスポーツリーグの行為に対する独占禁止法の適用、スポーツクラブ及び団体の倒産・破産などの事例が国内外で生じている。このように、スポーツの保護を理由に国家による積極的な介入を図ったり、逆に国家による不当な介入を防いだりすることが必要となっている。

第3条第2項は、スポーツにおける不正、暴力、薬物乱用等を防止し、スポーツの倫理及び道徳の確保とスポーツに参加する者の人権及び尊厳が守られるために必要な規定であると考ええる。このような規定の適用を踏まえて、例えば公営競技に関する特別法¹⁶⁾をスポーツ基本法の下に再編し総合的に規律したり⁵⁾、スポーツ倫理綱領を策定したりするべきであると考ええる。さらに、スポーツにおける暴力の排除やセクシャルハラスメントの防止に関するガイドラインの作成もすすめる必要がある¹¹⁾。

第3条第3項は、スポーツにおけるドーピング防止について定めたものである。ユネスコのドーピング条約やWADA規程に対応して、日本国内におけるドーピング法の整備が必要となっており、日本アンチ・ドーピング機構の組織運営等について必要な措置を講じる必要がある。

第3条第4項は、スポーツに参加する者の権利を保護するために、公平・中立な紛争解決機関を設置することを定めた規定である。特に日本スポーツ仲裁機構の組織運営の強化やスポーツ団体によるスポーツ仲裁等に関する自動受託条項¹⁷⁾の導入などを検討する必要がある。

第4条のスポーツ団体の権利と義務については、国がスポーツ団体の活動を安全や公正など

を理由に規制又は介入することに対抗して、スポーツに参加するものが本来有すべきスポーツ団体の設立の自由や自治に関する権利を認めるものである。また、スポーツ団体は、その運営についての透明性を高め、その構成員のスポーツに関する権利を確保しなければならない義務を定めたものである。そして、このような原則を満たしかつ公益的なスポーツ団体に対して、特別な法人格を与えたり税制上および法令上の優遇措置を設けたりする必要がある。特に地域のスポーツクラブ等のスポーツ団体は、自力でスポーツ施設を設置管理することは財政的に困難であり、地域のコミュニティーの形成で重要な基盤となっている団体の公共性を考慮して必要な支援策を定めるべきであると考えられる。また、スポーツ連盟は、組織運営しているスポーツ種目について国内のスポーツ振興にとって重要な役割を果たしていることから、公益性を承認するとともにその責務と優遇措置を定めるべきである^{4.20)}。

さらに、このようなスポーツ団体の総体を代表してスポーツ政策の基本等を審議する機関として、スポーツに関する国内機関（仮称「日本スポーツ委員会」（仮称））を設置すべきことを定めている。この国内機関は、スポーツの独立と自治を確保するために、関連するスポーツ団体及び連盟の代表者から構成され^{4.20)}、国および地方公共団体に対して主体的自律的に活動ができる機関としてその条件が整備される必要がある^{注18)}。そして、行政とスポーツ運動組織^{注19)}との間でパートナーシップ関係を構築していくべきであると考えられる。

国内におけるスポーツ団体を中心とする連合会であるスポーツ連盟等については、スポーツの発展のために諸条件を整備し、規約の整備に努める必要がある。これは、プロスポーツ団体、リーグその他の連合組織にも適用されるべきであると考えられる。特に国は、スポーツ連盟の適正な運営、活動の安全、公正などを確保するために、スポーツ連盟の組織、財務、情報公開、紛争処理および安全対策に関する規約の基準（スポーツ連盟標準規約）を定める必要があると考えられる^{注20)}。

以上のような諸条項に基づいて特別なスポーツ団体法を整備する必要があると考えられる。

第5条は、スポーツの安全を重要なスポーツ法の理念として掲げ、スポーツに参加する者の安全が確保され、安心してスポーツ活動が実施できるための基盤を整備するために必要な定めである。特に、スポーツ活動においては事故が生じる可能性があることから、国、地方公共団体および各種スポーツ団体は、スポーツ事故および傷害を防止し、事故の救済のための万全な対策を行い、スポーツの安全な環境を提供しなければならない。スポーツ事故と関連して、賠償額の高額化、指導者等のスポーツ活動の萎縮が生じており、事故被害者のその後の生活の安定と安心を確保するためにもスポーツの安全対策及び事故補償に関する法律を整備する必要がある。特に、①スポーツの安全基準・安全対策、②スポーツ保険及び災害共催給付制度の整備、③スポーツ事故補償対策の整備を定める必要があると考えられる。

第6条は、スポーツと環境との調和及び整備の指針を定めたものである。まず、スポーツ政策の実施においてもIOCのアジェンダ21などで示されているように持続可能なスポーツ開発、環境対策への配慮が求められており、スポーツ基本法に関連する原則を示す必要がある。さらに、スポーツと環境に関する整備方策をめぐっては、まちづくり、地域活性化のためのスポーツ拠点整備、公園整備、河川整備、湾港整備などの面で多様なスポーツと環境に関連する行政施策・事業が観光、産業振興、内需拡大、健康福祉、地域活性化、社会資本整備などの名目で政策として実施されていることから、これらを総合的に調整する必要がある^{注21)}。

第7条のスポーツに関する国際協調については、まず、広く諸外国において承認されているスポーツに関する権利宣言を積極的に受け入れ、国内政策に反映させる必要がある。スポーツは、全世界的に発達した人類にとって必要不可欠な文化であり、スポーツ政策は国内だけの対策を講じるだけでなく、国際的な動向を踏まえて考えるべき政策課題が生じている。また、スポーツを通じた国際平和及び国際交流を政策の目的として掲げるべき重要な課題であると考えられる。このため、①国際的なスポーツ法の受諾・批准、②特にアジアスポーツ憲章の制定とアジアスポーツ担当相会議の組織化^{注22)}、③ス

スポーツを通じた国際交流と平和外交の部署の設置^{注23)}、④国際競技大会等の誘致と国際交流、⑤外国のスポーツ法およびスポーツ政策の調査研究を行う必要がある^{注24)}。

第8条の法令制定義務に関する規定は、スポーツ基本法が、単なるプログラム規定だけを定めた理念立法に終わらせないために、法律としての実効性を確保するために必要な規定であると考えられる。

第9条の附則では、第8条に基づき制定すべき特別法と関連する現行法について、特に関係が明白であり、まず改正に取り組むべき法律として、スポーツ振興法（本法第2条の適用）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法における災害共催給付等に関する事項（本法第5条の適用）を掲げている。今後さらに関連する法令との関係を検討する必要がある。

スポーツに関連する法令は、複雑に分散しており、今後、スポーツ基本法に定める基本理念、基本原則に基づいて、一定の期間をかけてスポーツ法を段階的に整備する必要がある。また、スポーツにおける諸問題を解決し、権利利益の保護と調整を図り、スポーツを通じた人間の発達と幸福のために、スポーツ基本法を定め、特殊法としての体系^{注25)}を構築していくべきである。既に諸外国では、スポーツ法の特殊法としての発達が見られるが、日本がそのような世界的な動向を踏まえずにスポーツ政策を実施しようとしても、スポーツにおいて世界で名誉ある地位を得ることもできないだろうと考える。

注

- 1) スポーツ基本法案は、2010年にも第174回国会衆法第29号として提出され、第176回臨時国会においても審議中となっている。
- 2) スポーツ基本法私案の骨子は、スポーツ基本法要綱案及びスポーツ基本法PT仮案と同じ構成である。
- 3) 1999年12月の日本スポーツ法学会のシンポジウム及び2010年1月の文部科学省ヒアリングにおいて実際に発表した資料は、表の形式であったが、この研究資料においては、表中にある文章を論文の形式に改めた。また、必要な注を補った。ヒアリング

においては、フランス、韓国などを中心に諸外国のスポーツ法の動向を解説し、今後の日本のスポーツ基本法の立法政策について提言した。特に、スポーツ権とは何か、国内法においてそれが適用可能かについて質疑があった。

- 4) スポーツ法は、スポーツ活動を規律するために定立された国の法令、地方公共団体の条例・規則及び裁判判例からなるスポーツ国家法、スポーツのルール、団体協約及び理念からなるスポーツ固有法、並びに、スポーツに関する国家間の取り決め、国家と国家以外との相互間の取り決めであるスポーツ国際法から体系が構成される特殊性を有している¹⁾。スポーツを規律したり政策として実施したりするためには、スポーツ国家法、スポーツ固有法、スポーツ国際法との関係を調整してその特殊な体系を構築する必要がある。
- 5) スポーツにおける法的規範的価値とは、社会生活においてスポーツ活動を実践するうえで求められる規範やスポーツに関する制度及び社会秩序を形成維持するうえで社会的組織的に是認されたり強制されたりすることの準則となっている法規範の基となっている価値のことである。
- 6) スポーツ基本法の体系を構造化する方法としては、価値理念の側面から構造化するほかにも、政策や施策の目的、組織機構とその権限任務、法が対象とする主体などの各側面から構造化していくことも考えられる。しかし、これまでの諸外国のスポーツ基本法の立法の背景を考えると、スポーツに関する権利宣言などによってスポーツ法の基となる価値理念が示され、それを基準にして立法政策が展開されてきていることから、日本においても同様の過程を経ることが妥当な方法であると考えられる。スポーツにおける法的規範的価値を明らかにすることは、スポーツ法やスポーツ政策の目的及び理念を示すことになる。また、これまでの日本においてはスポーツ法の基本となる価値理念が法令に明白に定められてきたわけではなく、スポーツの自由、平等、公正、安全などの基本的な価値理念をス

- スポーツ基本法に明白に定めると同時に、それらの間の関係や対立の調整を図るための原理原則を確立し体系を構造化していく必要があると考える。
- 7) スポーツ団体とは、複数人がスポーツをすることを目的として設立した団体すべてのことである。地域のスポーツクラブから国内のスポーツを統一する団体まですべてを含む。また、非営利のスポーツ団体も営利のスポーツ団体もすべてを含む。
 - 8) スポーツ連盟とは、ある特定のスポーツ活動について、関連するスポーツ団体やその会員等を構成員とする全国的統一的な連合会のことである。国内スポーツ競技連盟(National Federation)やその他の健康、余暇、レクリエーションなどのために組織された特定のスポーツ活動や身体活動に関する連合会が含まれる。
 - 9) 例えばフランスでは、国とスポーツ運動組織との関係について、スポーツ振興における国とスポーツ運動組織との共同責任の原則、スポーツ連盟の独立の原則、国のスポーツ連盟に対する後見監督の原則を定めている¹⁵⁾。
 - 10) 国家行政組織法、関連する府省の設置法令等との関係を踏まえてスポーツ庁設置法等を定める必要がある。
 - 11) スポーツ施設設置基準は、法律または政令で定める必要がある。スポーツ振興法には、既にスポーツ施設設置基準を政令で定めることが定められており、行政は実際にスポーツ施設設置基準を法令に定める責任がある。その際、スポーツ施設設置基準は、全国一律の基準を設けるのではなく、地方の実情を考慮した有効な施設整備の基準を柔軟に定める必要がある。
 - 12) スポーツ施設の安全基準では、特にスポーツ施設特有の事故が多いスポーツ種目に関する施設設備について、安全基準を定める必要がある。
 - 13) スポーツ審議会設置令を定める必要がある。
 - 14) フランス、韓国などでも見られるようにスポーツ振興くじの財源だけでなく、公営競技、宝くじ、スポーツ放送権料への課徴金、関連する目的税などの多様な資金及び財源を一元的に管理するために独立行政法人スポーツ振興基金整備機構(仮称)のようなものを設置する必要がある。また、同機構の設置にあたっては、特別な法律が必要となる。特に、同機構の運営が行政機関の代表者によって独占的に行われないうるためには、法律に運営機関の担当者の少なくとも過半数をスポーツ団体の代表者や民間の識者から構成させるべきである。また、同運営機関の担当者の選任も、スポーツ団体や民間の特定の機関によって行われるべきである。さらに、スポーツ振興基金の財源の用途については、配分の原則と手続きの透明性を定めるべきである。特に競技団体等の意見に影響されて競技力向上に偏向した用途とならないように配分の原則を定める必要がある。
 - 15) 社会法的な考えとは、社会問題の発生を解決したり諸種の利益を調整したりするために国家が社会的経済的な分野に積極的に介入し、社会秩序の維持、権利利益の保障、活動の規制などを目的として定められた法の総称のことである¹²⁾。例えば、スポーツは、本来自由なものであり、スポーツ界内部の私的自治を尊重する必要があるが、不平等、経済的格差、権利利益の侵害、不正な競争などの問題が噴出している状況にあつて国家の介入や私的活動の規制を法に基づいて行う必要性が生じているといえる。
 - 16) 公営競技に関する特別法としては、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法がある。これら公営競技に関する特別法は、スポーツ競技に関する公営ギャンブルを公認し、スポーツ競技における不正不法な賭け行為等を規制するとともに、体育事業等関連事業の公益の増進を目的とするものである。従って、公営競技に関する特別法もスポーツ法の体系の中に入れることが可能であると考えられる。韓国の国民体育振興法のように、公営競技の収益はスポーツを振興するための基金の財源として定めている例もある。
 - 17) 自動受託条項とは、スポーツ団体がスポー

- ツ仲裁の申立てを受けたときに、自動的にその仲裁手続きに応じることを定めた団体の規約条項のことである。
- 18) 当該国内機関は、アマチュアのスポーツ連盟の統一組織だけでなく、プロスポーツ、トップリーグ、関連する主要団体の代表者すべてから構成されるべきである。
- 19) スポーツ運動組織とは、スポーツ界全体を組織として示したものであり、スポーツを目的として活動を展開する諸団体諸組織の総体のことである。スポーツに関係する人及び団体から構成される統一的な組織がその理念型として考えられる。また、国家または行政と協働して、その対等なパートナーとしてスポーツの振興を図る市民社会の側を代表する組織を示すものである。
- 20) Jリーグにおいて生じた我那覇選手をめぐるドーピング紛争事例や日本相撲協会において生じた一連のドーピング問題が生じていることから、スポーツ団体の運営及び内部規則について、スポーツ団体の独立を確保しながらも、後見的に行政指導を行う場合の基準を定める必要がある。
- 21) 日本におけるスポーツと環境の整備に関連する法律としては、都市公園法、河川法、湾港法、総合保養地域整備法、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、多極分散型国土形成促進法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律、森林の保健機能の増進に関する特別措置法など多様にある。
- 22) スポーツを通じた国際平和及び国際交流を考えた場合、まず日本が取り組むべき課題は、アジア近隣諸国との平和や安定のための外交措置であると考えられる。スポーツを通じた国際交流を実現していくためには、共通してスポーツを親しみ交流を発展させるための理念や枠組みを定める必要がある。ヨーロッパにおいては、スポーツ憲章等が定められているように、アジアにおいてもアジア地域の文化や特性に配慮しつつ、アジアにおけるスポーツ憲章を制定し、さらにスポーツについての国家間の交流を進展させるための枠組みを築く必要があると考える。
- 23) 外務省組織規則第9条は、人物交流室がスポーツの国際交流に関する事務をつかさどると定めている。
- 24) スポーツに関する政策学、法学、経済学などを研究する組織が整備される必要がある。
- 25) 例えば、フランスのスポーツ法はスポーツ法典として1つの特殊法系として体系化されている。スポーツ法典は、多様なスポーツに関する法令を法典の中にまとめたものであり、他の法典と同様にスポーツ法が1つの特殊な法の体系として編纂されうることを示す事例といえる。

文 献

- 1) 千葉正士 (1997) : スポーツ法学序説, 信山社, 東京.
- 2) ゴルフ場等会員契約の適正化に関する法律
- 3) 出雲輝彦 (2008) : カナダにおける 2003 年「身体活動・スポーツ法」. 体育・スポーツ政策研究 17 : 33-45.
- 4) Jean-Christophe Breillat et al (2008) Code du sport, Dalloz, L.131-1 et L.141-1
- 5) 金永 聖 (2009) : 韓国における競技スポーツ政策に関する研究. 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士課程体育科学研究科修士論文, (国民体育振興法, 第 16 条及び第 19 条)
- 6) 国連 (1994) : 子どもの権利に関する条約, 第 31 条
- 7) 国連 (1979) : 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 8) 国連 (1975) : 障害者の権利に関する宣言
- 9) 森 喜朗他八名 (2009) : 第 171 回国会衆法第 52 号
- 10) 永井憲一 (1998) : 提案・スポーツ基本法要綱案. 日本スポーツ法学会年報 5 : 48-60.
- 11) 日本体育協会 (2004) : 日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

- 12) 小笠原正 (2007): スポーツ法の体系. (監) 小笠原正「導入対話によるスポーツ法学」, 不磨書房, 東京, p.16.
- 13) 齋藤健司 (2007): スポーツの振興. (監) 小笠原正「導入対話によるスポーツ法学」, 不磨書房, pp.37-56.
- 14) 齋藤健司 (2007): スポーツと放送. (監) 小笠原正「導入対話によるスポーツ法学」, 不磨書房, 東京, p.175.
- 15) 齋藤健司 (2007): フランススポーツ基本法の形成, 成文堂, 東京
- 16) 齋藤健司 (2007): スポーツ事故判例の研究—1990年から1999年のスポーツ判例の傾向と分類—. 筑波大学体育科学系紀要 30: 137-140.
- 17) 齋藤健司 (2000): 諸外国におけるスポーツに関する法律の発達. 体育・スポーツ政策研究 7: 43-50.
- 18) 世界女性スポーツ会議 (1994): 女性とスポーツに関するブライトン宣言
- 19) United States Department of Justice, Civil Rights Division (2010): Title IX of the Education Amendment of 1972, 20, U.S.C. § 1681 et. Seq. Statutes and Regulations (<http://www.justice.gov/crt/cor/coord/titleix.php>)
- 20) United States Cod, Title36, Subtitel II, Part B, Chapter2205, United States Olympic Committee.